

第10回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

平成25年1月15日（火）14:00～16:00
高知共済会館 3階 「桜の間」

1 出席者

(1) 委員会

ア 出席委員

大年委員、坂本委員、下元委員、甫喜本委員、村瀬委員

イ 欠席委員

稲田委員、山本委員、渡邊委員

(2) 事務局

奥谷土木部長、味元土木部副部長、栗本土木技術監、田所建設管理課長 ほか

2 議題

(1) 談合防止対策について

「2 ペナルティーの強化」について

(委員) ペナルティーの強化について、議会の意見によってひっくり返されるという仕組みがあるということを知らなかった。行政上の専門的な決定であって、政治的な多数派によってひっくり返されてしまうのはどうかと思う。そういうことを前提にして、ペナルティーの強化のことを議論することの方向性自体がどうかと思う。それであれば、最初から政治的な配慮で議論したら良い。

(事務局) 先ほど委員が言われたのは、請願への対応のことだと思う。我々は、談合防止する観点で、制度的にどうかという意見をいただきたいと思っている。県議会の請願の採択は、執行部としては、誠実に対応すべきものと考えている。県としてはコンプライアンスの確立が最重要課題と認識しており、まずはコンプライアンスの確立ができる状況に早く持っていくように努めている。

(委員長) 基本的には現在のペナルティーよりも、今回の事態を受けて強化をしていく方向で議論したい。

指名停止の標準月を12月としている県は何県あるのか。

(事務局) 他県の標準月数は、36県が12月以上となっている。

(委員) 今回の高知県の指名停止期間を見ると、短期・長期ともに全国的には高くない。ただし、これだけの期間を設定されてしまうと、実質上は相当大きなダメージになっているのは間違いない。今回、これだけ大きな問題になっている中でペナルティーを現状維持とするのは、検討会としてはどうかと思うことから、日本一厳しいところまでは求めないとしても、ペナルティーの強化の方向で議論

するのが良いのでは。

即退場というのが大体どの程度のものなのか、その辺のイメージがよく分からない。現状でも即退場に近いのか、どうなのか。

(事務局) 何月というのは難しい。他県の例であるが、山梨県では12月のところ、請願採択を受けて7月にしている。その中でも、1桁の企業が倒産・廃業している。同じく石川県でも請願が採択されているが、12月のままで短縮していない。そこでも数社が倒産等している。他県の例を見ると、12月であれば即退場になるということでもない。

ただ、本県は公共工事への依存度が非常に高く、また、建設業に従事している者も多いという特徴もあり、他県では12月で倒産が相次ぐという状況ではなかったのだが、高知県においてどうかということは計り知れない。

(委員) ペナルティーの強化については、談合防止対策検討委員会の報告としてはやはり強化しなければいけないのではないかと思う。

(事務局) 今回、中間報告の中でペナルティーを強化するという方向で報告を頂いているが、どの程度が適切なかが分からなかったので、今回、その点を議論してもらいたい。即退場を念頭に置いたような、いわゆるペナルティーの強化ということなのか、せめて、全国並み程度のものか、それとも、再犯は許さないとするのか。その辺りもう少し正確に意見をもらいたい。

(委員) 再犯した業者は、恐らく初犯時と同じ10月でも二度目の処分には耐えられないのではないか。初犯でも課徴金以外に相当の損害賠償金の支払があり、自分の手元から全部出せる業者はいないと思う。相当借金を抱えたうえで二度目にやると次の借金の手当もできなくなる状況になるのではないかと、そうすれば、今10月でやっているが、再犯したら自動的に今まで議論されている即退場の状態が出てくるのではないかと。

このため、今の基準を強化するというのは短期の期間が短いので、長期よりも短期を引き上げて、談合に参加させないという方法が今回の委員会では考慮する視点ではないかという考えを持っている。

(委員長) 初犯の場合は緩やかなペナルティーの強化、再犯の場合はある一定、全国的なレベルにという委員会の意見でどうだろうか。

初犯については、全国的に多数を占める12月ではどうか。

(事務局) 再犯の場合は、各県それぞれ規定を持っていて、本県の場合はこれまで2月上乗せするというのでやってきているが、その2月についてもう少し強化してはどうかと中間取りまとめでもらっている。それをどの程度まで強化すればいいのかについても意見をもらいたい。

(委員長) 先ほど委員から話があったように再犯時も初犯と同じ10月としても、2回目の場合は借金等で首が回らなくなる。実質的にはもう退場という結果になるという、それもごもつともな話だと思うが、10月で据え置くということもできないと思うが、やるとすれば5割増しといったところだろうか。

(委員) 初犯の場合は10月を全国平均の12月、再犯の場合は現行のプラス2月に更にプラス2月した合計4月プラスした16月、ではどうか。

(事務局) 16月、あるいは1.5倍ということになれば18月。

- (委員) それくらいが限度ではないかと思うが、委員が言ったように2回目になると、たぶん立ち上がれないことになるだろうということであるので、高知県の事情を考えればそれくらいの増でいいのではないかと。
- (事務局) 最後に、主導的立場に対しての指名停止の上乗せについての強化をした方がいいのかどうか意見をもらいたい。
- (委員長) 再犯は厳しくするということは、更に主導的立場の方については当然ということではないだろうか。
- (事務局) 分かった。

「1 入札制度の見直し

(1) 談合が行われにくい入札制度の見直し

① 競争性の拡大

ア 一般競争入札の対象工事の拡大

イ 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大」について

- (事務局) 中間取りまとめの価格の引き下げをすれば公共工事の質の低下であるとか、ダンピング受注等の弊害が生じるという懸念があるということで、そういった課題への対応について検討する必要があるとされている。地域要件の拡大についても、地域防災力の担い手としての役割もあることから、地域防災力の維持確保をする視点を持って検討する必要があるとされているところである。ここの整理を、談合防止だけの視点というのも難しく、それぞれの対策との均衡を図りながらやったほうがいいという点について更なる意見をもらいたい。
- (委員) 一般競争入札を広げていくという方向性はそれでいいのではないかと。私が懸念するのはこれをやると事務量が相当煩雑になってくるということがあって、行政の効率化との間での問題が出てくるかと思うが、行政側でそれをこなしていくだけの能力とかそれを力づけて広げていくというのであれば、出来るだけ広げていく方向で検討されるべきだと思う。
- (事務局) その場合に、原則全て一般競争入札までいった方がいいとか、そこらはいかがか。
- (委員) 基本的には全てでいいと思うが、双方の事務量等からいうとそこまで広げるのは、現時点では無理があるのでは。特に行政については、経費の削減というのは、国・県・市町村とも言われていることで、そのために人員を増加するという手当も難しいと思う。できる範囲で努めていくというくらいしか意見としては言えない。
- (事務局) 事務量の問題について、現在の一般競争入札については総合評価方式というのをセットで導入しているが、これをやるとどうしても事務量がアップしてしまう。ある一定金額以下の部分や内容的に問題にならない比較的簡単なものについては、価格だけで競争するという、指名競争入札で業者を絞るか一般競争入札で広く募集するかの違いだけという形でやっていくというのが、1つの事務量軽減という意味では選択肢の1つと考える。
しかしながら、今までの委員会の中で、一般競争入札はどうしても叩き合いに

なってしまうという意見があったので、純粋な価格競争、品質の部分を入れなくてやっていくという一般競争入札の拡大というのが委員の皆様を受け入れられるのか、ご議論をお願いしたい。

また、もう1つ議論していただいたものは、地域で頑張っている建設業者の方が一般競争入札ということで対象を広げていくとなると、排除されてしまうのではないかと、いうものであった。こちらについても、地域の建設業を一定維持していく制度としても組み立てていかないといけないという考え方で発注するようなものなのかどうか、ご議論をお願いしたい。

(事務局) 一般競争入札で一番懸念というか考慮されるのは、公告をしてから入札の間まで期間が掛かることである。指名競争入札になるとぐんと短縮できる。随意契約だとほぼ1日で契約できる。

また、一般競争入札といっても制限がある。全てフリーというわけではなく、地域要件はどうするのか、技術でどこまで実績を求めるのか。これは審査を内部でやっていて、この審査に時間が結構掛かる。指名競争入札だと所長のエンジニアリングジャッジで出来るためその分早くなる。そういったところで使い分けている。

(委員) 一般競争入札を拡大していくということは必要だが、事務量がどうなるかというのは詳しく分からないので、どの範囲でやるかというのは事務局で検討してもらってはどうか。

(委員) 高知県は県土が広く、人口が少ない。谷筋が多く災害があるとなかなか現場まで駆けつけるということが難しいという特殊性が全国で一番高いと思う。その中で、地域に事業者、機械を残しておくというのは災害対応としてはどうしても必要なこと。これを残す方法を出来るだけ採ってもらいたい気がするが、一般競争入札を拡大して透明性を高めていくという要請とどこでバランスをとっていくかというのはこの委員会では検討ができないこともある。そういったことを配慮しながら事務局に検討してもらってはどうか。競争性を持たすということになると委員会の目的からいうとある程度範囲を広げるという方向で検討しているので、その方向でいいと思う。

(委員) 地域要件については今のものよりは範囲を拡大していく方向でいいと思うが、これまでの地域要件でやるという形も残しておいた方が、建設業が地域防災の要であり、それがなくなるとするのは高知県として大きな損失だと思う。地域の頼りになる存在が県内の要所で配置できているという状況は確保しておきたい。そういったところが活躍できる場も残しつつ、全体としては拡大する方向で。1つ1つの案件ごとに判断するしかないとも思う。

(委員長) 委員会では6ブロックくらいでという中間報告を行っているが、これで委員が言っているように、南海地震対策を踏まえて、地域に業者が残っていけるということの良いのか。

(事務局) 6ブロックということになると、本県の場合、海側の地域と山側の地域とが1つのブロックになっているところが多い。地域の防災力ということから言うと6ブロックでやっても大丈夫とは言い切るのは困難と感じている。

委員のおっしゃるように、案件によっては6ブロック、12ブロックでする、あるいは地域の入札参加事業者数が一定確保できるのであれば12ブロックでよい

とする。6ブロックは主にB等級の工事なので、C等級、D等級の小さい工事であればエリアも自然と小さくなっていくというところで、12ブロック、極端な話、市町村ということも考えられるのではないかと。

(委員長) そうすれば、業者の等級に応じて、拡大について6ブロックか12ブロックかということも検討してもらおう。

「1 入札制度の見直し

(3) 談合を行うに至った原因・背景を踏まえた入札制度の見直し」について

(事務局) 施工現場の実態等に応じた積算となっているか、調査基準価格等が妥当な基準か検討するとなっているが、具体的にどういった検証を行っていくかということについて色々検討をしているが、意見があれば伺いたい。

(委員) 質問だが、「② 総合評価方式における評価値の算出方法の変更」に「低価格入札による落札を回避できる可能性が高いとされる加算方式を検討」とあるが、加算方式というのはどのようにするのか。

(事務局) 価格と企業、技術者評価を独立させてそれぞれ評価点を出して評価点の合計の一番高いところを落札候補者とする方法である。現行の制度は価格で割るので、必ず価格の低い方が有利になる仕組みになっているが、加算方式では価格を独立させることによって価格一辺倒ではないという仕組みも作れるので導入を検討してはどうかということであったので、研究していきたいと考えている。

(委員) 加算方式を来年度から試験的にやってみるといっているのはないのか。

(事務局) まずは、制度設計が大事だと思う。価格とその他の企業・技術者の要素をどれくらいの配分とするのか。価格も予定価格を満点にするのか、一番安いところを満点にするのか。過去の実例でどういった仕組みにすればどれだけの違いがあるのかということも、シミュレーションしてみないと難しいと思っているので年度当初からは難しい。出来たら年度後半から試行ということは検討していきたいと思う。

(委員長) 以前委員会でも出た、業者のコンプライアンスの徹底に関する評価の項目を取り入れることはどうか。

(委員) これは前提の部分なのでそこを評価する必要はない。ただし、入札の参加資格のところ、県や業界がしている研修等に年に何回出席しているのかを参加資格に含めるというくらいは可能かと思う。

(委員) 私もコンプライアンス、法令遵守を誰が評価してどういう点数をつけるか。少し無理な話で、基本的にあるということを前提にするしかないのでは。

(委員) 「③ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）」は、談合防止とは別の課題ではないか。間接的には関わっているのかもしれないが、これは業界内部で検討すべきことであって、この場で検討することとは違うのかなという気がしている。

(委員) 談合が行われた土俵というのが高知県の発注量が激減して、事業者が減っていないという非常に厳しい環境が今回の談合になったのではないかと考えられる。今後、事業者の方々が、生き残っていく上で、経営力の強化ということが

大事なことなので、それについては県が積極的に支援をしていくということを求めたい。

(委員) 入札制度と企業の協業化というのは矛盾することである。一般競争入札の範囲を拡大していったら合併するより業者の数が多いほうがいい。今の入札制度は合併を促進させていかないということだと思う。地域要件についても、狭くすれば合併しない方がいい。地域要件を拡大していくと合併した方がいい。そういう問題点があるということはわかる。

ただ、先ほどのコンプライアンスに対応できる組織というのは、組織が近代的なものになっていないと無理。適正なコンプライアンスをしているという内部統制と、外部監査を受けられるというためには組織規模が一定いる。コンプライアンスを促進するという面では協業化を進めるような方向性が望ましいのではないかと思う。

(事務局) そもそも、これを入れた理由が、談合の原因・背景の1つに事業量の減と事業者数のバランスがあるということでここに入れている。コンプライアンスのためということであれば「3 コンプライアンスの徹底」でもいいが、コンプライアンスの意味合いを強くとまではいかない考える。

(委員) 事業量に対して業者数が多いという認識は共通のしているところ。昔から協業化をしたらどうかという議論はあって、県もそのための努力はしていると思うのだが、これは事業者のやることであって、あまり進んだような形が見えてこないのも、これを施策で誘導していくことが必要になっていくと思う。土壌としてこれがあることは間違いないことなのでそれが出てくれば問題ない。

(委員) 中間報告の「1. はじめに」について、これは検討委員会の報告書なので、今回の談合問題が起きたことについて建設業界を指導する立場にある県の責任のようなものを指摘してはどうか。長年に渡って談合が行われてきたことを見逃してきたわけなので、全く県に責任がないと言い切れるものではないとも思う。